

令和4年第1回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月21日（金）午後2時00分より

2 場 所 北海道伊達市市民活動センター 交流室1・2

3 出席委員

農業委員

1番 廣瀬 匡聡 2番 梅津 和美 3番 宮澤 豊
4番 板東 俊昭 6番 佐藤 和信 7番 三木 克輝
8番 水戸部 俊輝 9番 小貫 豊

農地利用最適化推進委員

寺島 亨 佐藤 修 栗橋 誠 八木沼 保幸
松下 敬夫 佐々木 園美 佐藤 正幸 大友 敏雄
広瀬 英俊

4 欠席委員

農業委員

5番 畠山 義則

農地利用最適化推進委員

馬場 旭

5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 正人 農地係長 鈴木 洋夫 農地係主任 横浜 康弘

令和4年第1回農業委員会総会議事

区分	申請内容	議事番号	頁	可否 区別	摘要
議案第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況について	1	1	可	
		2	1	可	
		3	1	可	
議案第2号	農用地利用集積計画の決定について	9-1	2	可	
		9-2	2	可	
		9-3	2	可	
		9-4	2	可	
		9-5	3	可	
		9-6	3	可	
		9-7	3	可	
		9-8	3	可	
		9-9	3	可	
議案第3号	農地所有適格法人の要件確認について	1	4	可	
議案第4号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について	1	5	可	
		2	5	可	
		3	5	可	
		4	5	可	

議案第4号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について	5	5	可	
		6	5	可	
		7	6	可	
		8	6	可	
		9	6	可	
		10	6	可	
		11	6	可	
		12	6	可	
		13	6	可	
		14	7	可	
		15	7	可	
議案第5号	伊達市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について		8	可	
以下余白					

会長 それでは、ただいまから、令和4年第1回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中8名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、議案5件となっております。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、議席番号5番畠山義則委員、推進委員の馬場旭委員より総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び令和4年2月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号6番、佐藤和信委員及び議席番号7番、三木克輝委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の横浜主任を指名いたします。

会長 それでは、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況についてを上程いたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 （議案第1号、番号1から番号3について補足説明）

会長 それでは、審議に入ります。番号1について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。

それでは、採決します。番号1について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号1については原案のとおり受理することといたします。

会長 次に、番号2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号2について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号2については原案のとおり受理することといたします。

会長 次に、番号3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号3について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号3については原案のとおり受理することといたします。

会長 次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。本案件については、伊達市長から決定を求められております。あわせて、所有権を取得した者から請求があるときは、囑託登記を行うものとします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局（議案第2号、番号9-1から番号9-9について補足説明）

会長 それでは審議に入ります。9-1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。9-1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、9-1については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、9-2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

9-2について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、9-2については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、9-3について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

9-3について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、9-3については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、9-4について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

9-4について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、9-4については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、9-5について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

9-5について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、9-5については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、9-6について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

9-6について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、9-6については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、9-7について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

9-7について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、9-7については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、9-8について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

9-8について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、9-8については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、9-9について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

9-9について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、9-9については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、議案第3号、農地所有適格法人の要件確認についてを上程いたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 (議案第3号について補足説明)

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。宮澤委員。

宮澤委員 法人の要件で確認をしたいのだが、農地所有適格法人として合併することによって農業と販売業との割合の関係で適格性に問題は出てこないのか。以前、農業収入の割合が何十パーセント以上なければダメという規定があったはずだが。

事務局 過半、半分以上農業に係る売上高を超えていなければなりません。

宮澤委員 それは今回、法人が合併することによって販売と農業とどこで線を引くことになるのか。

事務局 食肉加工関係も農業の関連事業に入ってきますので、他の事業があれば別ですが、それを併せても過半を割らないということを確認しております。

宮澤委員 そうすると、豚の飼育から加工して販売するまで一連の流れとして、当然、適格ですよという判断でよろしいか。

事務局 委員の仰るとおりです。

会長 他に、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号1については原案のとおり受理することといたします。

会長 次に、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを上程いたします。本案件については、伊達市長より農業振興地域整備計画の変更に係る意見書を求められております。なお、番号4については馬場委員が議事参与の制限に該当いたしますが、本日、欠席のため後ほど他の案件と一括で審議を行うことといたします。はじめに、番号11が廣瀬匡聡委員の家族の案件であることから、会議規則第10条の規定により審議の間、廣瀬匡聡委員の退席をお願いします。

(廣瀬匡聡委員退席)

会長 それでは番号11の議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 (議案第4号、番号11について補足説明)

会長 それでは審議に入ります。番号11について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号11について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号11については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

(廣瀬匡聡委員入室)

会長 廣瀬匡聡委員に報告いたします。番号11については、計画どおり承認することとして意見書を提出することに決定いたしました。

会長 次に、残りの案件である番号1から番号10、及び番号12から番号15の議案内容について、事務局より説明願います。

事務局 (議案第3号、番号1から10、及び番号12から15について補足説明)

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。宮澤委員。

宮澤委員 全体で確認したいのですが、これは道営事業ですよ。どのくらいの規模で、いつからいつまでどの位の期間でやるのかなど、もう少し事業の内容が具体的に分かれば教えてほしい。それと、今、関内地区と長和地区でやるのは国営ですよ。今回、稀府地区と黄金地区は道営という事で、その違いが分かれば教えてほしい。

廣瀬委員 地区委員の私から説明します。北海道の方からこういう話が来まして、今回、稀府地区と黄金地区とでやっていくのですが、黄金地区はやらず、実際は稀府地区のみの事業となります。道営事業は長和地区とかの国営事業とは違い、畑とかを交換分合するのではなく、それぞれ持っている畑の中で、例えば暗きょを入れたりだとか、除れきをしたりだとか、傾斜を少しなだらかにしたりだとかという工事をするための事業となります。今回抜き出した所は、農振に入っていない所を農振に入れるための手続きで、水路とか、元の水路だったところとか、畑でも農振に入っていないところがあるので、まずはそれを一括して農振に入れていきます。その後、事業として採択されることになるのですが、実際は、令和6年から7年位に事業が始まる予定で、そこから色々な工事を10年か15年かけて行っていくという事業になります。

宮澤委員 分かりました。

会長 他に発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号1については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号2について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号2については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号3について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号3については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号4について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号4について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号4については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号5について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号5について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号5については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号6について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号6について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号6については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号7について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号7について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号7については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号8について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号8について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号8については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号9について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号9について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号9については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号10について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号10について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号10については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号12について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号12について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号12については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号13について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号13について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号13については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号14について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号14について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号14については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号15について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号15について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号15については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、議案第5号、伊達市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてを上程いたします。このことについて、近年、頻発している農業委員の不祥事を受け、本市においても法令遵守の徹底を図るうえで、農業委員会としての意思を表明するため、本決議を実施するものであります。それでは、詳細について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号、伊達市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について、ご説明申し上げます。

近年、全国各地で農地転用にかかる収賄容疑などの不祥事が頻発しており、直近では、令和3年5月に行われた茨城県内の地方都市の農業委員会会長選挙で現職の農業委員が贈賄申し込みの罪で略式起訴されるといった事件が発生しております。

言うまでもなく農業委員会は行政委員会のひとつであり、農業委員及び農地利用最適化推進委員におかれましては、非常勤特別職の地方公務員という身分であることから、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。このことを踏まえまして、伊達市農業委員会におきましても、職務遂行にあたって法令遵守の姿勢を明確にするため、綱紀保持の内容を明文化し、申し合わせ決議を行ってはいかがかという案件でございます。

明文化する内容は記載のとおりであり、朗読は省略いたしますが、農業委員の皆様におかれましては決議内容にご賛同いただき、この決議案に沿って今後の農業委員会活動を各委員が実施していくことにつきまして、ご審議を賜りたいと存じます。

会長 それでは審議に入ります。議案第5号について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、本件については原案のとおり決議することといたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもって、令和4年第1回農業委員会総会を閉会いたします。